

社会を良くするたしかな一歩



赤い羽根
福祉基金

第1回赤い羽根福祉基金助成事業

平成28年度 おかやま入居支援センター
活動報告書

発行日/平成29年3月
編集・発行/認定NPO法人 おかやま入居支援センター

平成28年度 おかやま入居支援センター 活動報告書



Contents

■ おかやま入居支援センターの活動 02

おかやま入居支援センターとは
入居支援ネットワーク概念図
個人を支援するネットワークの重要性
障がい者の自立を阻む要因（住居）社会的入院・転居困難・壁

■ 入居支援業務とは 04

1 居住支援事業
2 相互見守り事業
3 シェルター運営事業
4 不安解消及び偏見除去のための啓発活動
5 自立準備ホーム運営事業

■ 岡山県居住支援協議会について 06

岡山県居住支援協議会の事務局活動
居住支援団体交流会とガイドブック制作

■ 全国的居住支援ネットワーク事業 07

居住支援全国ネットワーク設立総会

■ 居住支援の取組状況 08

居住支援とは
居住支援法人 住宅セーフティネット法改正法案
おかやま入居支援センターの事業構造

■ おかやま入居支援センターの活動

おかやま入居支援センターとは

設立

高齢者や障がい者の支援に携わっている専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・宅建主任者(現宅建士)・税理士・医師等)が集まって設立しました。

役割

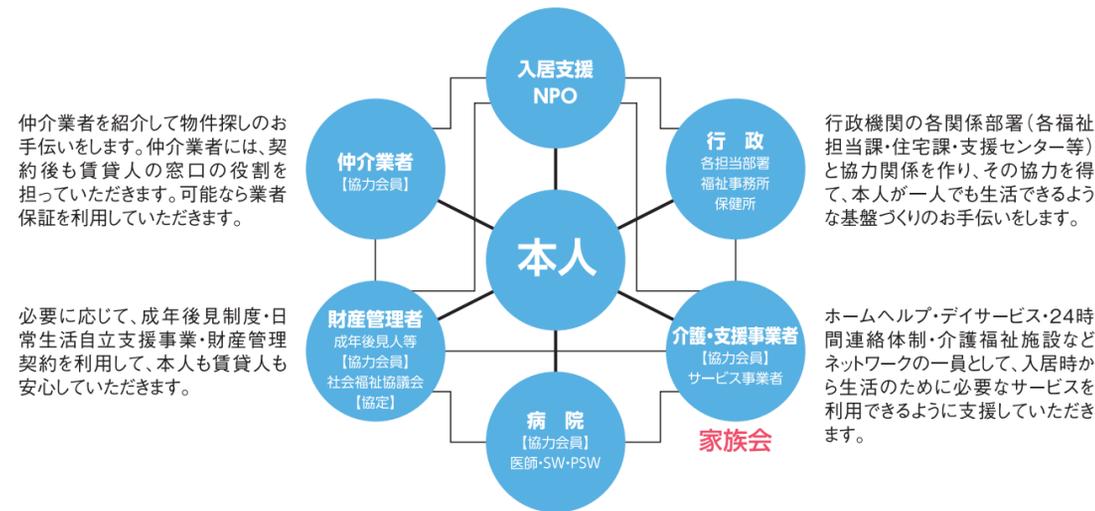
ネットワークに欠けているピース(入居支援ネットワーク形成支援+賃貸保証等)を埋めることにより、関係機関と協力して住居の確保が困難な方々(高齢者・障がい者・被虐待者、刑余者など)の入居・生活支援を支援しています。

支援方法

- 個人を支援するネットワーク作りをコーディネートすることにより入居を支援します。
- 当NPOは、必要に応じて、条件を整えてから、賃貸保証人や緊急連絡先になります。

入居支援ネットワーク概念図

NPOの役割: ①入居支援ネットワーク形成・維持支援 ②物件探し ③賃貸保証 ④退去時対応



必要な医療とソーシャルワークを継続的に受けられる体制を目指します。退院後の継続的受診、アウトリーチと、生活の安定のため、必要な場合には、本人と病院との契約で小口現金の管理をしていただいています。

個人を支援するネットワークの重要性

- 地域社会や本人の不安を解消するために、医療と生活のサポート体制を整える必要があります
- 入居可能物件を拡大するために、本人の同意を得て、医療と生活と財産管理のサポート情報を不動産仲介業者に提供し、その協力を得て、賃貸人の不安を軽減する必要があります
- 単独で支えるのは困難⇒医療機関・行政機関・自立支援事業者・介護保険事業者・不動産仲介業者・財産管理者など多数の関係者が入居と生活を支える仕組みを作りましょう
- ⇒個人毎に入居と生活を支援するネットワークを形成する

障がい者の自立を阻む要因(住居) 社会的入院・転居困難・壁

1.社会的入院から地域移行へ・居住移転の自由を

- 退院可能な病状なのに社会的理由で退院できない
- 劣悪な住居から転居しようにも転居先のアパートが見つからない

2.障がいのある方が退院や転居をする場合の壁

- 地域の問題
 - 不安:「何かあったら困る」「何となく不安で怖い」
- 長期入院により本人に生じてしまった問題
 - 意欲低下:長期入院⇒あきらめ⇒退院意欲の低下
 - 病状の不安:退院⇒×服薬管理⇒病状悪化⇒再入院にならないか?
 - 生活力低下:長期入院⇒食事・洗濯・ゴミだしはできるか?
 - 財産管理能力低下:家賃等の支払は大丈夫か?計画的に使えるか?
- (3)住宅確保問題
 - 賃貸物件:賃貸人の不安偏見⇒空室でも貸してくれない
 - 保証人問題:協力してくれる人が居ない。「退院してほしくない」

入居支援業務とは

1 居住支援事業

第1年次(平成28年10月から平成29年2月まで)の当法人の居住支援実績は次のとおりです。スタッフの強化が課題です。

- 支援対象者／約100件
- 相談件数／132件
- 新規入居支援決定件数／8件
- うち、保証支援決定件数／8件
- うち、公営住宅保証件数／3件
- 定期的見守り実施件数／134件

2 相互見守り事業

年末・年始イベントを開催しました。相互見守りの仕組みづくりは手探り状態です。

- 年越しそば、雑煮を提供
- 参加者 約50名×2日
- 地域活動団体との協力関係の構築
- 県内8団体取材し交流会を開催



3 シェルター運営事業

シェアハウス型の男性用シェルター(定員2-3人用)と女性用シェルター(定員2名)を賃貸し、シェルターとして活用しました。ネグレクトや心理的虐待案件について、弁護士や福祉関係者との協働体制を構築

し、医療受診同行や、緊急食材購入と見守り支援などの対応をしました。

- 利用者数／男性3名・女性2名



シェルター(女性用)



シェルター(男性用)

4 不安解消及び偏見除去のための啓発活動

- 専門職・高齢者・障害者が共に働く事業所運営を目指します。
- 自閉状態から回復中の方を見守りスタッフとしてアルバイト使用し、学生アルバイトにも見守り支援活動を行ってもらっています。
- 専門職常勤スタッフを雇用しました。
- 障害者・高齢者・シングルマザーなどの雇用が課題です。



平成28年度活動報告会／きらめきプラザ704号室
3月12日(日) 15時~17時



パネル展／岡山市役所1階展示スペース
平成28年5月12日~13日

5 自立準備ホーム運営事業

- 罪を犯した障がい者、高齢者を一時的に受け入れて居住を支援することにより、再犯防止の取組を行っています。女性用に賃貸した物件を岡山保護観察所に自立準備ホームとして登録しました。現在、1件受け入れ打診があり、次年度受入に向けて調整中です。
- 経験をつんで実績を上げていくことが課題です。



自立準備ホーム「こころの家」

岡山県居住支援協議会について

岡山県居住支援協議会の事務局活動

相談会

毎月第一土曜日
午後13時~15時30分
きらめきプラザ2階



相談会／きらめきプラザ
毎月第一土曜日 13時~16時

電話相談

毎週木曜日
午後13時~15時30分



電話相談／おかやま入居支援センター事務所
毎週木曜日

居住支援団体交流会とガイドブック制作

県内入居支援団体との交流会

平成29年2月16日
午後3時~5時
岡山県不動産会館3階
岡山県内の居住支援をしている団体による交流会
7団体11名と岡山県居住支援協議会5名が参加して、意見交換を行いました。



岡山県内居住支援団体交流会／岡山県不動産会館
平成29年2月16日

連携団体の居住支援協議会ホームページの掲載団体

- 認定NPO法人 子どもシェルターモモ
- 一般社団法人ほっと岡山
- 社会福祉法人浜っ子
- 総社市権利擁護センター しえん
- NPO法人 じゃがいもの木
- NPO法人 さんかくナビ
- NPO法人 山村エンタープライズ
- 認定NPO法人 ハーモニーネット未来
- NPO法人 岡山けんかれん
- NPO法人 岡山・ホームレス支援きずな
- 認定NPO法人 おかやま入居支援センター



岡山県居住支援団体ガイド
ホームページ版・小冊子版

全国的居住支援ネットワーク事業

居住支援全国ネットワーク設立総会

平成26年度から全国各地の居住支援団体の取り組みを視察し協議を重ねてきました。

今年度、住宅セーフティネット法の改正案が閣議決定され、居住支援法人が法律上位置付けられるなど、予想以上のスピードで居住支援の重要性が認められてきています。

今年度、全国的居住支援ネットワークの取組も進展し、平成29年2月18日、次の9団体で「居住支援全国ネットワーク」の設立総会を行いました。当法人の理事長が代表理事に選任されました。



居住支援全国ネットワーク設立総会／鹿児島市
平成29年2月18日

居住支援全国ネットワーク

- NPO法人 やどかりサポート鹿児島
- NPO法人 おかやま入居支援センター
- NPO法人 あまやどり高知
- NPO法人 大牟田ライフサポートセンター
- 一般社団法人 パーソナルサポートセンター
- NPO法人 ワンファミリー仙台
- NPO法人 あきた結いネット
- NPO法人 抱樸
- NPO法人 自立支援センターふるさとの会

■ 居住支援の取組状況

居住支援とは

【入居支援】

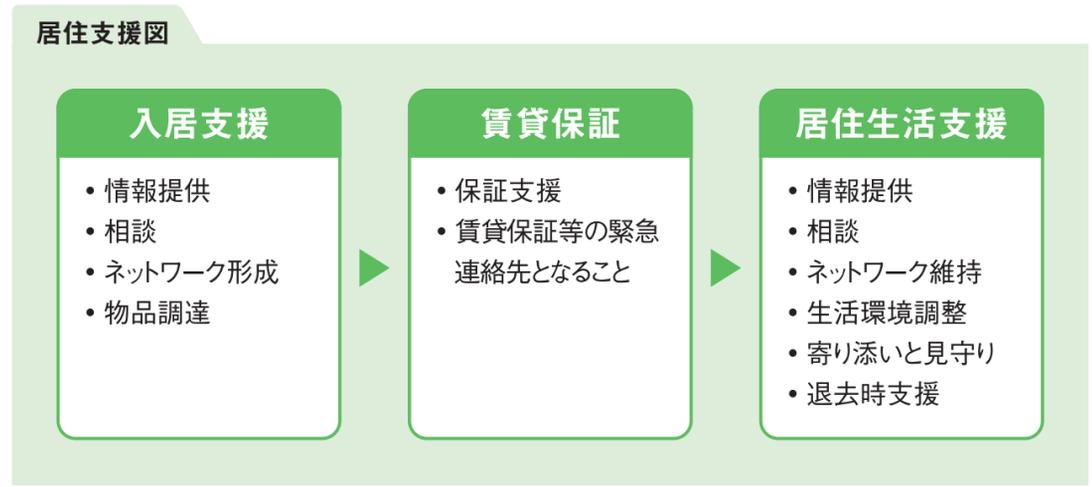
入居すべき物件を探し、決定し、契約するといった一連の行為を支援すること

- ① 入居後の生活が安定したものとなるよう居住要支援者の状況をアセスメントし、助言し、支援すること(相談支援)
- ② 必要な医療、障害者福祉サービス、介護サービス等が提供されるようコーディネートすること(ネットワーク形成支援)
- ③ 連帯保証を提供すること(保証支援)
- ④ 引越をしたり必要な家具什器の準備を支援すること(入居時支援)

【居住生活支援】

居宅への入居後における地域生活が健やかで豊かな状態で継続できるようにするための支援

- ① 健やかで豊かな生活を営むための生活環境を整える支援をすること(環境調整支援)
- ② 引き続き連帯保証を提供すること(保証支援)
- ③ 入居後の状況の変化に応じて、再度、居住要支援者の状況をアセスメントし、助言し、支援すること(相談支援)
- ④ 入居後の状況の変化に応じて、必要な医療、障害者福祉サービス、介護サービス等が提供されるようコーディネートすること(ネットワーク形成支援)
- ⑤ 入居後の生活の変化に応じて生じる居住要支援者の精神的な不安やとまどいに寄り添い支援すること(寄り添い・見守り・緊急対応)
- ⑥ 退去時支援(連絡・荷物搬出・保管・清掃・明渡しなど)



居住支援法人 住宅セーフティネット法改正法案

【申請可能法人】

NPO法人・非営利法人・住宅確保要配慮者の居住支援を目的とする会社

【指定】

申請により都道府県知事が指定

【指定条件】

- ① 支援業務実施計画が適切
- ② 支援業務を実施可能な経理的・技術的基礎を有する
- ③ 役職員の構成が支援業務の実施に支障を及ぼすおそれがない
- ④ 他の業務が支援業務に支障を及ぼすおそれがない
- ⑤ 支援業務を公正かつ適確に行うことができるもの

【業務】

- ① 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること
- ② 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
- ③ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
- ④ 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

おかやま入居支援センターの事業構造 ※赤字は今後の取組

